

日本の戦後改革と協同組合

堀 越 芳 昭

はじめに

1. フィアリーの戦後改革構想と協同組合
2. 米国政府の戦後改革構想と協同組合
3. GHQの戦後改革と協同組合
4. 戦後改革と農協法の成立

おわりに

はじめに

本稿の課題は、日本の戦後改革において協同組合がどのように位置づけられてきたのかを検証することにある。わが国の今日の協同組合法制は、戦後改革における経済の諸改革の中から、その戦後改革を出発点として形成されてきた。それは協同組合法制のみではなく、独禁法体制をはじめとした経済体制、さらに広く今日の社会経済体制はこの戦後改革を出発点として形成されてきたといっても過言ではない。

日本の戦後改革は米国による対日占領政策として展開してきた。その戦後改革において、協同組合には重要な位置が付与されている。それは原始独禁法における協同組合の適用除外の成立および戦後協同組合法の出発点である農協法の成立等に体现されるが、それらの根底には対日占領政策における協同組合の位置づけがある。本稿は協同組合原則と協同組合法制を中心とする協同組合研究の観点から、米国の対日占領政策が形成され展開する中で協同組合がどのように位置づけられ、協同組合原則がどのように導入されてきたのか、そしてそのことがわが国の独禁法適用除外や協同組合法制とりわけ農

協法の成立にどのような影響を与えてきたのか、を解明するものである。

その基本的視点は以下のとおりである。すなわち戦後の米国を中心とした対日占領政策において、いわゆる戦後改革（経済改革）は、長期的観点からする「日本経済の民主化」として、①財閥解体、②農地改革、③労働改革の三大改革が展開していった。その財閥解体は独占禁止法の成立によってその後の制度的保証を得、独占禁止法の適用除外制度のなかで協同組合が位置づけられ、適用除外される協同組合の要件として協同組合の基本原則（①加入脱退の自由、②民主的管理・一人一票、③出資利子制限、④利用高分配）が導入されていった。他方、農業・農地改革は農業協同組合法の成立と直接的な深い関連をもっていた。そこでは、当初農業団体の利用視点ではなく改革奨励視点によって、協同組合の「自由・自主・民主原則」が導入されたが、さらにそれから進んで「自由・自主・民主・非営利原則」の協同組合原則に基づく農協法が成立していった。その意味で、独占禁止法の成立と農業協同組合法をはじめとした各種協同組合法の成立は、戦後改革の中で深い関わりをもっていたのである。

すなわち米国の対日占領政策は、財閥解体・独占禁止法および農業改革・農地改革の2つの政策を通じて、協同組合および農業協同組合を戦後改革の一環に位置付け重視していった。このようにしてわが国法制度のなかに協同組合原則が導入されていったのである。戦後農業協同組合法の成立は、このように財閥解体・独占禁止法と農業改革・農地改革という2つの観点から統一的に考察されなければならない。

ところで対日占領政策は、①ポツダム宣言（1945年7月26日）、②「降伏後における米国の初期の対日方針」（United States Initial Post-Surrender Policy for Japan）（1945年9月22日米国政府発表）（以下「初期の対日方針」とする。）、③「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper.）（1945年11月3日）（以下「初期の基本的指令」とする。）が占領軍の基本政策、すなわち戦後改革の基本方向を明示した公式文書である。

とくに、②「初期の対日方針」と③「初期の基本的指令」は占領政策をかなり具体化した基本文書として最も重要なものといえることができる。

以下本稿では、この占領政策の二大基本文書が成立するまで、米国の対日占領政策・戦後改革の諸構想がどのように提起されていったのか、そこにおける協同組合の位置付けについて検討し、次いで上記2つの基本文書についてみていき、農協法の成立過程を中心に検討していく。

1. フィアリーの戦後改革構想と協同組合

日本の経済改革として財閥解体と農地改革の両者について最初に改革構想を提起したのは、米国国務省特別調査部のR.A.フィアリー（Rob-

ert A. Fearey）の起草になる、1943年7月21日の「戦後日本の経済的考察」（Japanese Post-War Economic Considerations, E-155（T354）, July 21, 1943.）であった〔参考文献：(1)(2)(3)(4)(5)〕。

起草者のフィアリーは、1941年から42年までグルー（Joseph C. Grew）駐日大使の個人秘書を務め、1942年10月に国務省に入り、1945年まで同調査部に勤務していた。担当分野は日本経済で、起草文書は上記文書以外に、「海外従属地域喪失の日本への経済的影響」（T341, E131, 1943年6月21日）、「日本経済-その要約」（T349, E136, 1943年6月26日）、「戦後日本経済の考察」（T354, E155, 1943年7月21日）、「戦前および戦後における日米貿易」（T392, E187, 1943年10月5日）、「戦後日本経済の再調整」（T393, 1943年10月9日、共著）、「日本産業における財閥に関する政策-戦前における構造と力および戦時の発展-」（T470, 1944年7月26日：ここで財閥解体を強制できないとの考えに転換する。）、「日本は自立できるか」（T510, 1944年7月26日）等があり、日本経済を一手に引き受けている日本経済の専門家であった。

フィアリーの上記1943年7月21日文書「戦後日本の経済的考察」は、日本の内部経済構造の根本的改革、工業・農業における徹底的な改革によって、国富と所得の広範な分配（下線部分：筆者の強調箇所、以下同）の実現、購買力の拡大、日本経済の存立と生活水準の維持をはかるものとして、農地改革（Agrarian Reform）と財閥解体（Removal of the Zaibatsu）との二つを結び付けて論じているところに、その特徴を有している。すなわち次のように述べている。「要するに、活力ある日本経済の確立（the constitution of a viable Japanese economy）および日本人の最低生活水準の達成（the achievement of a tolerable standard of living

by the Japanese people) のための第1の必要条件は、大規模な海外貿易であろう。上記の目標を実現するためにより重要な第2の前提条件は国内市場の広範な拡大 (an extensive development of the domestic market) であろう。この発展は、一人当たり生産性の水準の高度化、国富と所得の広範な分配 (a wider distribution of the national wealth and income)、ならびに一般的購買力の水準の上昇を生み出すために、徹底した工業と農業の改革 (thorough-going reform in industry and agriculture) を行うという条件によってのみ可能となるであろう。」とした。そして農地改革の項では、小作制度の縮小・小作料の低減・租税の低減・農業負債の軽減、農業信用機関の改善等と並んで、協同組合を奨励する政策が提起される。この点について同文書でフィアリーは次のように述べている。「協同組合の農業購買販売組織 (産業組合) (cooperative farm buying and selling organization (Sangyo Kumiai)) を支援し奨励することが、相当程度を農民の犠牲として存在している多数の仲買人、投機家、小商人を排除するために多くの役割を果たすであろう。」と〔参考文献：(4)〕。

ここにおけるフィアリーの基本論理は、次のように整理することができる。

〔日本経済の確立・生活水準の確保→(海外貿易)・国内市場の拡大→(生産性上昇)、国富と所得の広範な分配、購買力の上昇→農業・農地改革→協同組合の奨励〕

これは、国富と所得の広範な分配による国内市場の拡大、経済回復・発展の実現といったニューディール経済政策理念に沿っている。ニューディーラーとしてのフィアリーは、少数者への富の集中をもたらし、労働者・農民への正当な配分を拒否している日本経済の構造的な改革を提言し、その中で協同組合を奨励するのである。

こうした脈絡において、日本経済構造の根本的改革のなかで協同組合の役割を位置付けているのである。単なる短期的な「経済の非軍事化」だけでなく、長期的な「経済の民主化」の視点がとられている。このような長期的視点にたつてはじめて財閥解体、農地改革すなわち「経済の民主化」が提起されるのである。

フィアリーにあっては、農業・農地改革は協同組合の発展と密接な関連をもっている。構想段階のものではあるが、米国の対日占領政策文書において、産業組合の評価、協同組合の奨励について言及したのものとして、これはおそらく初めてのものであろう。しかしこの段階では農民的な協同組合であることや協同組合の一般的奨励に終わっており、いかなる協同組合が求められるか、といった具体的提起には至っていない。

財閥解体に関してフィアリーは後に消極的な見解に転ずるが、農地改革に関しては一貫した姿勢を貫き、1945年9月末、GHQ政治顧問部に着任し農地改革の実施計画を起案し、G. アチソン政治顧問を通じてマッカーサーに農地改革の推進を提起する。マッカーサーはこれを採用することになる。その1945年10月26日付マッカーサー宛て文書 (R. A. Fearey, Japan: Agrarian Reform, October 26, 1945.)〔参考文献：(4)〕で、「農業協同組合 (farm cooperatives) はこの悪弊をかなり成功裏に克服してきたが、しかししばしばその組合員として最も組合の保護を必要とする最も貧しい農民を含んではない。協同組合 (cooperatives) はあらゆる可能な方法で強化されるべきであり、その組合員に裕福ではない農民を含むように広げられるべきである。同時に私的商人の活動は厳密な規制の下に置かれるべきである。」〔参考文献：(4)〕としている。ここでは産業組合に対する一定の評価、農業協同組合の下層農業者基盤の確立を最も重要視しているという点で、協同組合に関し

て単なる一般的承認ではなくその改革・奨励を示唆している点で興味深い。

ともあれ、「国富と所得の広範な分配」のための農地改革と財閥解体、そして協同組合の奨励（改革を含む）といった「日本経済の民主化」政策構想は、その後米国政策当局者の間では一時後景に退くが、それは短期的視点に囚われるところに由来していたと考えられる。しかし、日本の敗戦直前にはこうした根本的な民主化政策が再び中心政策として浮上してくるとともに、初期における占領政策の実施過程はこうした財閥解体と農地改革といった長期的視点に立った「日本経済民主化」の方向で貫かれてきたことを考えるならば、このフィアリーの構想の意義は決して小さくはない。

2. 米国政府の戦後改革構想と協同組合

(1) 外国経済局の構想と協同組合

その後、フィアリー文書で示された財閥解体と農地改革の政策構想は政策当局者の間では一時後退するが、1945年1月1日、大統領府直轄の外国経済局における「日本に関するアメリカの対外経済政策（第2次案）」（Economic Foreign Policy of the United States with Respect to Japan, Second Revised Draft, January 1, 1945.）〔参考文献：(4)〕において、先のフィアリーの構想の方向でそれをより具体化・徹底化した財閥解体と農地改革を含めた7項の提案（A. 重工業の規制、B. 経営体の再編成、C. 消費財産業・建設業の奨励、D. 農民の所得保証、E. 労働者の所得上昇、F. 賠償、G. 外国貿易）がなされ、その後の対日政策に大きな影響を与えたと思われる。上記のB項では財閥の解体が明示され、D項において農地改革の具体案の最初に「政府によって指導された名目的な農民組織の解散。農民を代表する真正の組織（bona-fide organizations）の承認と奨励」が提起され

ているところに注目しておきたい〔参考文献：(4)〕。

ここにいう“bona-fide organizations”は、後述するように、同じく外国経済局による『日本の農業団体』（いわゆる『民政ガイド』：1945年に入り、陸軍省を中心として占領地における軍政官に資するための「勧告」を含んだ文書が『民政ガイド』として数十冊作成されている。占領政策の原型的文書とされるこれら全体に関しては、いくつかの詳細な検討がなされている。それらのうち協同組合に関して記述があるのが、①外国経済局『日本の農業団体』、②農務省『日本の農業と食糧』、③戦略局『日本の食糧の価格統制と供給』の3点である）においても言及されたものであり、民主主義原則・自発性原則に基づいた協同組合を指しているといえよう。すなわち、ここでは、農地改革との関連で真正の農民組織や農業協同組合が重要視されており、協同組合については農業団体の改革・協同組合の奨励としてかなり具体化されるようになったといえよう。かくして、財閥解体を含む長期展望に立った日本経済の全体的民主化の観点によることで、協同組合の民主的改革とその奨励が提唱されるのである。

1945年5月31日外国経済局（FEA）の『日本の農業団体』（Agricultural Association in Japan, War Department Pamphlet, No.31-11, 31 May 1945.）〔参考文献：(6)〕によれば、日本における農業団体として、①農村農業団体（village agricultural society）（農会）、②農村協同組合（village cooperative society）（産業組合）、③小作農組合（tenant farmers' union）（小作組合）の3種類をあげ、その「協同組合（産業組合）は創立期においてはある程度民主的組織であったが、徐々に民主的・自発的組織といった様相を喪失していき、……1943年には統合的農業組織（農業会）と地方府県機関の中に水没していった。」と評している。

また外国経済局の同文書は、農業組織が軍政当局に与える利益として、①食糧生産、②平和的民主的経済の構築、の2つをあげている。すなわち、「農業組織は軍政政府にとって二つの点で重要である。すなわち、(第1に)それら農業組織は、軍政政府の時期に日本への食糧輸入の必要を減少させる食糧の生産と配給を組織し管理するにあたって有用となる。それらは、軍政政府と食糧生産をしている550万個人農家間の媒介者として役立つであろう。(第2に)それら農業組織は、戦争志向に代わって平和志向に向かう民主主義日本の建設を長期にわたって有効ならしめるにあたって、重要な役割を演じるであろう。日本人の基礎的の必要を達成するという平和目的に貢献する経済の確立は、封建的土地制度と軍国主義日本における特権的権利を、真正の農民組織 (bona fide farmers' organizations)、労働組合、小規模事業者組合等によって、平和的・民主的日本の権利関係に転換することに依存しているであろう。」と。

ここでの論理は次のように整理できるであろう。

〔直接目的：食糧生産→協同組合（利用視点）〕

〔長期目的：経済の民主化→協同組合（改革視点）〕

本文書は、こうした①食糧生産＝直接的利益＝協同組合の利用（利用視点）、②平和的民主的経済＝長期的利益＝真正の協同組合（改革視点）、といった二つの立場から、これらの農民組織に不可欠な要件を明確にするが、本文書は主として長期目的・改革視点に立脚してその農民組織、協同組合の要件を具体的に提起するのである。

それはこれら農民組織が、①民主主義原則 (democratic principles) に基づくことであり、②自発（自主）性原則 (voluntary principle) を採用することであるとして、③加入脱退の自

由、④強制組織の解散、⑤そのアイデンティティを保持している古い協同組合 (old cooperatives) や農村農業団体の復興、⑥新しく農業組織を組織することの自由等を保証し、それらの農業組織に次のような最低要件を課している。

a. 組合員制度

- (i) 地方の耕作者のみが加入を認められる。
- (ii) 料金（会費）は低くなければならない。
- (iii) 各組合員は一票の投票権を有する。

b. 選挙制度

- (i) 役職者の選出は組織の業務に関わる前に行われること。
- (ii) 町村段階およびそれ以上の段階の戦時統合組織の役職者は職務に付く資格を持たないこと。給与技術者はこれに含まれない。
- (iii) 適切な期間内（6カ月から1年）で、別の選挙が行われること。

そして以上の要件に反する法律の廃止を提起する。強制的な組合員制度をとる法として、同書付録5で、農会令、重要物産同業組合法、蚕糸業組合法、茶業組合規則、畜産組合法、国家総動員法、農業団体法が示されているが、これらの法律の廃止を提起しているものということができよう。

この文書は農業を中心としているが、産業組合に対する一定の評価、協同組合の民主主義原則・自発（自主）性原則の採用、加入脱退の自由をはじめ日本における協同組合のあり方が具体的に示されている。のちのGHQによる協同組合政策に大きな影響を与えたものとして重要視されなければならない。岩本純明氏がいう「自由・自主・民主原則」の採用ということができる〔参考文献：(12)〕。

ところで、本文書における自由・自主・民主の原則が、アメリカにおける協同組合原則に関

する所論〔参考文献：(24)〕、すなわち①加入脱退の自由、②民主的管理（一人一票）、③出資利子制限と利用高分配、の「三大基本原則論」〔注(1)〕のうち、③の出資利子制限と利用高分配を除いたものに立脚しているということが出来る。この民主的管理が「比例投票権」ではなく「一人一票」であることが明記されているのは重要である。1937年ICAの基本原則では、第3原則：出資利子制限、第4原則：利用高分配といった非営利原則を除いた、第1原則：加入脱退の自由、第2原則：民主的管理（一人一票）の2つの原則を採用したものがこの自由・自主・民主原則であるといえよう。しかしながら協同組合原則論の観点からすれば、この自由・自主・民主原則は、協同組合の非営利の原則を欠くのであって、協同組合の基本原則全体が提起されたのではないというところにその限界を認めなければならないであろう。協同組合の基本原則が全体として提起されるのは、後述するように、財閥解体・独占禁止法の成立過程及び農協法の成立過程においてである。

(2)農務省の構想と協同組合

さて米国農務省による改革構想をみてみよう。同省では、1945年7月15日付『日本の農業と食糧』（Agriculture and food in Japan, Civil Affairs, War Department Pamphlet, No.31-10, July 15, 1945.）（『民政ガイド』No.31-10）〔参考文献：(7)〕において、食糧生産の達成目標を戦前水準におき、現行の土地利用形態の継続、肥料の確保、農業労働力確保のための人口移動の統制、配給統制の実施、現存食糧統制機構の利用、日本人の農業関係職員の利用、など要約10項のうち、その第9項で、「日本の農村団体および農村協同組合（village association and cooperatives）はすべての農民の労働と生活に関わっている。適切な保護によって、これらの組織の精通した知識と長年の経験は民政当局の

農業政策を広めるにあたって有益に利用することができるであろう。」として、食糧政策上農業団体や農村協同組合を利用することが強調されている。

さらに本論では、日本の農業団体（農会、農業会）の歴史と実態の分析をふまえて、次のような結論を導いている。「日本の農業団体が、日本占領下においてどのような新しい名称で活動しようと、民政当局は戦前および戦中に蓄積したこれら農業団体の経験を利用するよう勧告する。そうするにあたって、この農業団体の高度に中央集権的な管理構造はそのまま維持することが望ましい。戦前および戦時中の日本政府の影響力がそれら団体全体に強力に行き渡っていたという事実については、特別の事情がない限り、軍事占領の期間、ドラスチックな変革をもたらす必要はない。……農業団体は日本の農村では深く根付いているから、今後も存続するであろう。したがって占領当局がそうした農業団体の基本機能を農業生産の促進とすることは適切である。……農業団体の有益な成果を我々の自由にするには可能である。このことによって土地利用計画、食物の生産・調達計画の実行を促進することができるであろう。それは軍事占領期の民政当局によって保証されるであろう。」と。

ここでは、産業組合ないしは協同組合には一切言及されず、戦前の農会および農業会といった統制団体たる農業団体をそのまま利用することが積極的に提起されている。とくに農業団体のもつ中央集権性を高く評価するのである。そこでは、農業団体の改革はもちろんそれを協同組合に改組することも否定されているものといえよう。

(3)戦略局の構想と協同組合

1945年9月5日付、戦略局（OSS）による『日本の食糧の価格統制と供給』（Price Control

and Rationing of Food in Japan, R&A No.2453, War Department Pamphlet, No.31-58, September 5, 1945.) (『民政ガイド』No.31-58) [参考文献：(8)] の要約において、「非主食品を供給している統制団体 (control association) がポツダム宣言の条件に合致するかどうかは今後の調査研究なしで結論を出すことができない。もし、支配的な商業企業が自らの特権のために統制団体を利用しているのであれば、そのような団体は解散させて、必要ならば公共の利益の下に適切な規制に従ったいっそう適した協同組合 (co-operative societies) に替えるべきであろう。」と指摘されている。同書にはまた、付録「戦前日本における協同組合による食糧配給」において、太平洋戦争開始前の産業組合の歴史と実状について9頁にわたって記述されている。

以上の3文書によれば、外国経済局が最もラディカルで、詳細に日本協同組合について改革案を提示しているが、農務省が食糧政策の観点から農業団体の利用・保護を主張するのみで、なんらの改革提示もない。利用といった観点から協同組合をとらえているのである。戦略局は、上記だけでは明確ではないが、外国経済局の同文書に批判的であることから、外国経済局と農務省とのいわば中間的な立場ということが出来るかもしれない。ともあれ協同組合に関しては、農地改革と関連し、また財閥解体→独占禁止法の成立と関連し、外国経済局の方向で展開していくことになるのである。

3. GHQ の戦後改革と協同組合

(1) 「初期の対日方針」における協同組合

1945年4月12日に極東小委員会に提出された「日本敗戦後に於ける米国の初期の対日方針要綱 (国務省の非公式・未承認草案) によれば、その「国内経済の規制」の項において、経済分野に関して日本の行政機関の全面的活用、生産

の再開において地方行政機関による生産者の掌握や農業団体・小企業者団体・労働組合の活用等が提起され、さらに、日本の工業製品の消費者としての農民・労働者の地位を向上させるとの文脈においてであるが、長期目的との関連で、占領直後の時期に、農業・工業の協同組合と労働組合を奨励すべきことが勧告されている [参考文献：(5)]。

なお同文書の修正案(1945年4月19日)では、経済部分が短縮され、その第6項に「民主主義的勢力の助長」がタイトルに登場し、「軍政当局は、労働・工業・農業における民主主義的組織の発達を奨励する」とされている。この中身は先の農業・工業の協同組合や労働組合をこの「民主主義的勢力」「民主主義的組織」に位置付けているのは間違いないところである。さらに同文書の修正案(4月25日)では、第5項が「民主主義的勢力の助長」となり、その中で「軍政当局は、日本の経済制度における所有・経営・管理の広汎な分配を助成すること」という文言が追加されて、財閥解体や農地改革が占領政策に組み入れられる方向が明確になったのである。これによって、対日強硬派による「厳格な平和」の方向への修正がなされたわけである [参考文献：(5)]。

こうした脈絡からすると、協同組合に対する位置付けは次のような論理の両方を含んでいるものと思われる。

〔短期目的：生産再開→各種団体の活用 (利用視点)〕

〔長期目的：経済の民主化→民主的協同組合の奨励 (改革視点)〕

すなわち、短期的には、生産を再開することが日本の焦眉の課題であるが、そのために各種の団体を利用することが重視される。しかし、経済の民主化という長期目的においては民主主義的勢力、民主主義的組織としての各種協同組合の奨励が不可欠となる。当然この長期的視点

からは民主主義的な協同組合が前提となるのである。短期目的からにせよ長期目的からにせよ、協同組合に対する期待は共通するものの、どのような協同組合であるかという点ではこの二つの考えは相当に隔たっているといえよう。ともあれこの文書の段階ではその両者が混在しているのであるが、どの視点からの協同組合であるかが協同組合政策を分かっていくのである。

ところで、1945年6月23日付「農地改革の議事録」(Discussion of Agrarian Reform) (Interdivisional Committee on Economic Policy Toward Japan、国務省部局間対日経済政策委員会)によれば、農地改革、すなわち小作制度と農家負債の廃絶は食糧生産や改革のためのコストを考慮して見送られるべきこと、工業や労働者組織の改革も同様であるとされたが、他方で日本の小作人やその同調者がその地位の根本的変革をとるよう行動することは可能であるし、そうした場合軍政当局はそれに味方するようになるであろうとしており、また、農業者や低所得者のために、税制の再調整による公正な配分、農業信用協同組合、購買協同組合、販売協同組合の積極的助長 (the active encouragement of agriculture credit, purchasing and marketing cooperatives)、肥料価格の低減、米と藪の安定価格維持、小作制度と農家負債に関する現行法制の慎重な検討、低利資金の供給を政策としてあげていることに注意しておきたい。食糧生産上、農地改革については留保条件を付して消極的姿勢がみられるが、協同組合に対しては大きな期待が寄せられているのである〔参考文献：(4)(5)〕。この段階では、米国政府全体としては農地改革の方向は確定していなかったのであるが、協同組合に対する助長は共通の方向であったのであろう。いずれにしろ、本文書は、先の短期目的、利用視点から協同組合を論じているといえることができる。

「初期の対日方針」は、1945年8月22日、国務・陸軍・海軍三省調整委員会 (SWNCC) において承認され、8月31日に部分修正の上、9月6日トルーマン大統領の承認により正式に決定された。

その文書によれば、「第1部 究極の目的」においてつぎのように対日占領政策の基本方針が記述されている〔参考文献：(3)(4)〕。

第1部 究極の目的

- (1)日本が米国・世界の平和安全の脅威とならないことを確実にする。
- (2)国際連合憲章による米国の目的を支持する平和的かつ責任ある政府の樹立、民主主義的自治の原則を希望するも日本国民の自由意思による。

主要手段

- (1)日本国の主権
- (2)非軍事化、軍国主義の一掃
- (3)個人の自由、基本的人権の奨励かつ民主主義的および代議的組織の形成の奨励
- (4)経済の自力的発達の機会の付与

また同文書では、「第4部 経済」において経済改革の基本方針をつぎのように提示している。

第4部 経済

1. 経済上の非軍事化 (細目略)
2. 民主主義勢力の助長

民主主義的基礎の上に組織せられたる労働、産業及農業における組織の発展は之を奨励支持すべし

所得並に生産及商業手段の所有権を広範囲に分配することを得しむる政策は之を支持すべき

日本国民の平和的傾向を強化し且経済活動を軍事的目的の為に支配し又は指導することを困難ならしむると認めらるる経済活動、経済組織及指導の各形態は之を支持すべき

(そのための政策として)

(イ) 非平和的経済界指導者の追放と選任
されることの禁止

(ロ) 産業上及金融上の大「コンビネーション」の解体計画を支持すべきこと

3. 平和的経済活動の再開

日本国は物質的再建に着手すると共に其の経済活動及経済制度を徹底的に改革し且日本国民を平和への線に沿い有益なる職業に就かしむる事必要なり

ここにおいて、占領政策における経済改革は、①「経済の非軍事化」と②「経済の民主化」に集約される。とくに「経済の民主化」は、「民主主義勢力の助長」を図り「平和的経済活動の再開」と「経済活動及経済制度の改革」を提示する。「民主主義勢力の助長」は、①「民主主義的基礎の上に組織せられたる労働、産業及農業における組織の発展奨励」、②所得・所有権の広範囲の分配、③そうした経済活動、経済組織、指導の奨励、の3点をあげ、そのために、①非平和的財界指導者の追放、②産業金融の大「コンビネーション」の解体をあげている。また経済活動の再開と経済制度の改革を提示する。

このように、占領政策の目的は「経済の民主化」であって、そのための経済主体の形成と経済制度の改革を中軸として構成されている。「民主主義勢力の助長」とはそうした「経済主体の形成」のことであり、それは「経済改革」と表裏一体の関係にある。「経済主体の形成」のためには、いわゆる「財閥解体」が示唆される。したがって「財閥解体」はそれ自体が目的ではなく、それだけで「経済の民主化」は終結するものではない。「経済主体の形成」と「経済制度の改革」に向かうのは当然の方向であるのである。ここには明示されていないが、独占禁止法の制定が想定されているし、「民主主義勢力」には、労働組合や協同組合が想定されているといえよう。こうした政策は、明らかにニューデ

イラーの経済政策論のものである。

(2) 「初期の基本的指令」における協同組合

1945年11月1日「初期の基本的指令」において次のように一層具体化された〔参考文献：(3)(4)〕。

第2部 甲 経済

目的及び一般的原则

諸目的

(に) 日本の平和的、民主的勢力の成長に貢献するような種類の経済的慣行及び制度の日本国内における発達を奨励すること

経済的非武装化

日本経済制度の運用

日本経済制度におけるある分子の排除

日本経済制度の民主化

(い) 所得と生産及び商業手段の所有権とを広く分配することを許す政策

(ろ) 労働、産業、農業における民主主義的基礎の上に組織された団体の発達

(1)日本の大規模な産業及び金融企業合同体又は他の私的事業支配の大集中を解体する計画

(2)日本財界の監視

(3)統制団体の解散

(4)改組産業制限の立法・行政措置における私的独占の育成強化の廃止

(5)私的国際カルテル等の参加の終止、禁止

(6)労働保護立法の復活

(7)民主的な被用者の組織の結成

(8)ストライキの条件付容認

ここでは「経済の民主化」を目的として「労働、産業、農業における民主主義的基礎の上に組織された団体の発達」、財閥解体、統制団体の解散、私的独占の育成強化の廃止等と具体化される。これらの団体に協同組合が想定されているということはできるであろう。財閥の解体が明示され、さらに財閥以外の大企業の解体に

も触れて、独占禁止法の制定が示唆されている。「初期の対日方針」をいっそう具体化したものである。

かくして、「初期の対日方針」と「初期の基本的指令」に基づいて、GHQは財閥解体・独占禁止法、農地改革に対する具体的施策を展開し、協同組合の奨励の方向が明確にされていくのである。ここでは、先の米国農務省筋の食糧政策のための既存農業団体の利用といった視点は継承されず、改革視点の外国経済局の提言に即して展開していくとみることができる。

(3) GHQの戦後改革における協同組合

GHQの初期における改革は、次のように展開するなかで、協同組合を位置付けていく。まず、1945年10月11日「マッカーサーの五大改革指示」が発表された。それは次のようであった〔参考文献：(3)(4)〕。

- 1 選挙権賦与による日本婦人の解放
- 2 労働組合の組織化促進
- 3 より自由な教育を行うための諸学校の開校
- 4 秘密の警察及びその濫用によって国民を絶えず恐怖の状態にさらしてきた如き諸制度の廃止
- 5 生産及び貿易手段の収益及び所有を広範に分配するが如き方法の発達により、独占的産業支配が改善されるよう日本の経済機構が民主主義化せられること

この第5項において、一般的に「収益及び所得の広範な分配」によって「経済機構の民主化」が提示されている。これは「初期の対日方針」や「初期の基本的指令」を踏まえたものである。

独占禁止法の制定を指示したのは、1945年11月6日「持株会社解体に関する司令部覚書」（1945年11月6日 SCAPIN-244）であり、そこには次ように独占禁止法制定の指示が記されていた〔参考文献：(3)(4)〕。

5 日本に於ける私的の工業、商業、金融及び農業の合同を解体し、且つ好ましからざる連鎖的経営陣並びに法人、法人相互間の証券所有を除去することは、連合軍最高司令官の意図なり、その目的とする所左の如し。

(イ) 所得並びに生産及び商業の手段の所有権の一層広汎なる分配を許すこと

(ロ) 日本国内に於ける平和的民主主義的勢力の伸長に資する如き経済的方途及び制度の発達を促進すること

6 よって日本帝国政府は、左の諸計画を速やかに提出し連合軍最高司令官の承認をうくべき。

(ハ) 私的独占および商業の制限、好ましからざる連鎖的経営陣、好ましからざる法人相互間の証券所有を除去並びに防止し、商業、工業及び農業よりの銀行の分離を確保し民主主義的基礎に立ち、工業、商業、金融及び農業に於ける競争の平等なる機会を商社及び個人に供与する如き法律の制定計画

ここでは、「初期の対日方針」および「初期の対日指令」に基づいて、財閥解体の具体化をはじめ、旧来の立法的行政的法令の廃止とともに、「私的独占」等の除去、競争の機会を助長する「法律の策定」および「必要手段」を講ずることが明示された。ここに、財閥解体とならんで、独占禁止法の制定が明確に指示されたのであった。

しかし、このように財閥解体→独占禁止法の制定が指示されたものの、独占禁止法の具体的内容についてはこの段階では明確ではなかった。そのためには、反トラスト法の専門家による調査・勧告が不可欠となるのである。

既述のフィアリーのマッカーサー宛て文書のうち、1945年12月9日「農地改革に関する司令部覚書」（1945年12月9日 SCAPIN411）〔参

参考文献：(3)(4) が提出され、農地改革の指示と併せてその保証策として5項目が提示された。その第5項には次のように農村協同組合の奨励・そのための立法化が指示された〔参考文献：(3)(4)〕。

(5) 非農民的利害に支配されずかつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とする農村協同組合運動の醸成並に奨励計画。

ここに公式文書において、はじめて「協同組合」なる文言が登場した。農協法の制定作業はここから開始されたのである。しかし、その「協同組合」についても、この段階では、外国経済局の自由・自主・民主原則に立脚した民主的な協同組合構想があったものの、それ以上の協同組合の基本原則については十分に認識されていた訳ではなかった。

その後の農協法の成立過程は、GHQの自由・自主・民主原則が貫徹する過程であり、さらにそこから進んで、独占禁止法の成立過程、農協法の成立過程を通じて非営利原則を含む協同組合原則が導入されていく過程であったのである。

4. 戦後改革と農協法の成立

農協法の成立過程に照準を合わせて本稿の課題を検討することにする。農協法は、前述した1945年12月9日の「農地改革に関する司令部覚書」の指示に始まり、1947年11月7日成立、11月19日公布、12月15日施行に至った。そこに至る過程は、占領政策と協同組合の関係を検討するうえできわめて重要である。

(1) 農協法の成立過程

まず、農協法の成立過程の根本要因を探る手掛かりを得るために、幾多の先行研究を踏まえて、独占禁止法・GHQ・農林省との相互関係という視点から、その過程を概観しておきたい。下記の【図表1】を参照されたい。

こうした推移から次のことが指摘できるであろう。

第1に、【独占禁止法】〔「エドワーズ報告書」→「カイク氏試案」〕→【GHQ・天然資源局】〔GHQ4者合意→GHQ部局長承認→「GHQ天然資源局覚書」→GHQ天然資源局法案(第1次・第2次)〕→【農協法の成立】といった推移をみることができるであろう。独占禁止法の構想の形成過程(1946年3月～8月)が、1947年1月15日「GHQ天然資源局覚書」の形成過程(1946年12月～47年1月15日)に重要な影響を与え、この覚書が農協法の基本理念・基本原則となって、農協法の成立に至ったのである。農協法の成立には、農業・農地改革→農協法の成立といった視点のみならず、独占禁止法→農協法の成立といった観点からとらえていく必要があるであろう。

第2に、農協法の成立にとって、1947年1月15日の「GHQ天然資源局覚書」が決定的な意義をもっているということである。それは、いわば農協法成立の分岐点となったものといえよう。それは、GHQ天然資源局の協同組合に対する政策理念・指導原則の大きな転回であったといえよう。その内容については後述したい。

第3に、農協法案自体は、前期(第1次案～第3次案)、中間としていくつかの法案(第4次案～第5次案)を経て、後期(第6次法案～第8次案)に大きく転換していったこと、そしてその中心軸が、「GHQ天然資源局覚書」に示された政策理念・指導原則の中に求められることである。

(2) GHQ天然資源局の政策理念・指導原則

初期のGHQ天然資源局の政策理念・指導原則であったのは、すでにふれた1945年12月9日の「農地改革に関する司令部覚書」の「非農民的利害に支配されずかつ日本農民の経済的文

【図表 1】 独占禁止法・GHQ・農協法案の相互関係

年次	独占禁止法	GHQ / 天然資源局	農林省農協法案
1945	11/5 「持株会社に関する司令部覚書」	12/9 「農地改革に関する司令部覚書」	
1946	3/14 「エドワーズ報告書」 8/1 「SFE-182 文書」 8月 「カイクム氏試案」 11/5 独占禁止法に関する閣議決定 12/5 経済安定本部独占禁止法要綱案【3-5】 12/14 経済安定本部独占禁止法要綱案【3-7】 12/19 「SFE-182/2 文書」	5-6月 「指令案」 12/4 GHQ4 者合意 12/26GHQ3 部局長承認	3/15 第1次案（要綱） 6/22 第2次案Ⅰ（要綱） 9/15 第2次案Ⅱ（法案） 11-12月 第3次案（法案）
1947	1/21 「SWNCC-302/2 文書」 1/28 独占禁止法試案【3-8】 2/25 独占禁止法修正試案【3-9】 3/6 独占禁止法第二次修正試案【3-10】 3/9 独占禁止法第三次修正試案【3-11】 3/11 独占禁止法第四次修正試案【3-12】 3/15 独占禁止法第五次修正試案【3-13】 3/31 独占禁止法成立【3-14】 4/14 独占禁止法公布 4/29 「SWNCC-302/2 修正文書」 5/12 「FEC-230 文書」	1/15 天然資源局覚書 1-2月 GHQ 天然資源局第1次案（法案） 5/15 GHQ 天然資源局第2次案 5/27 天然資源局提案	3月 第4次案（法案） 4月 第5次案（法案） 5/24 第6次案（法案）：原型 6/26 第7次案（法案） 7/10 第8次案Ⅰ（法案） 7/31 第8次案Ⅱ（法案） 11/7 農協法成立 11/19 農協法公布

化的進歩を目的とする農村協同組合運動の醸成並びに奨励計画」が唯一公式のものであるが、同覚書に直接連なるものとして前述したフィアラー文書や外国経済局の文書『日本の農業団体』に具体化されていた、協同組合の自由・自主・民主原則に立脚したものであった。この点に関して、主として1946年の12月頃までのGHQの動向を合田論文〔参考文献：(13)〕によりみておきたい。

合田論文によれば、1946年5月20日、天然資源局農業部は農協法第1次案に反対することを明確にしていた。それは、同法案が自由・自主・民主原則と相いれなかったからである。

その後、天然資源局は5-6月頃に、農協法制定の基準となるべき「指令案」をとりまとめていた。それは次のとおりであった〔参考文献：(13)〕。

1. 現存する農業会あるいは将来設立される農業協同組合は以下の諸原則を満たすこと。
 - (1)任意加入制度
 - (2)投票権を有する組合員は実際に農業に従事している農民に限定すること。
一組合員一票。代理投票の禁止。
 - (3)準組合員の権利は、投票権を除いて正組合員と同等とすること。
 - (4)役員¹の被選挙権は投票権を持つ組合員に限定すること。
 - (5)自由にして民主的な役員選挙の保障。投票権を有する組合員の過半数の講求によるリコール、レファレンダム策定
 - (6)租税の優遇措置、および適切な信用供与の方途を通ずる農業協同組合の助長。
 - (7)必要な法改正

この「指令案」は自由・自主・民主原則に立脚しているが、非営利の原則は明確ではない。これは同年11月14日まで天然資源局において共通の理解の下にあったとされる。当時、天然資源局はこの自由・自主・民主の原則により農

協法第2次案(Ⅱ)を承認する方向にあったという。実質的には制約されており形式的にすぎないが、同案が「加入脱退の自由」と「一人一票」を明記していたからである。

しかし、筆者の推測では、同法案の承認は必ずしもGHQ全体のものではなかったと思われる。時すでに、後述のように独占禁止法の立案は進行しつつあり、適用除外をめぐる協同組合の要件も検討されていた。適用除外における協同組合の要件としてまた農協法の基準として、協同組合原則が重要になってきていた。こうして独禁法の適用除外問題や農協法の成立にあたって関係機関の調整が行われ、GHQ3部局(天然資源局、民生局、経済科学局)会議で、12月4日の合意、12月26日3部局長の合意を経て、昭和22年1月15日「天然資源局覚書」が作成されたのである。

この12月26日のGHQ3部局(天然資源局、民生局、経済科学局)会議の確認された諸原則は次のとおりであった〔参考文献：(14)〕。

- (1) 正組合員資格は、農業生産に直接関係している人々に限定すること。
- (2) 農業生産に直接関係していない人々に関係しては、準組合員資格を定め、投票権以外の諸権利については正組合員と同等とすること。
- (3) 役員資格は〔原則として〕正組合員に限定するが、規約により、理事総数の4分の1を越えない範囲で準組合員が理事に選出されることを認めること。
- (4) いかなる組合員も役員を兼任したり、1票以上の投票権を持つことを禁止すること。
- (5) 代理投票は原則禁止とし、例外として、事前に公表された問題に関し郵送または代理組合員を通じる投票を認めること。
- (6) 資本の利用に対する利子率は制限すること。

(7) 準備金や教育基金に関する規定を設けること。

(8) 税制上の優遇を与えること。

ここで重要なのは、それまでの民主の原則に加えて、出資利子制限の非営利原則が明記されているところである。

(3) 「GHQ 天然資源局覚書」の意義

このようにして、昭和22年1月15日に作成された「天然資源局覚書」は、農協法成立過程の決定的な分岐点となった。それ以降、この覚書に基づいて、法案として天然資源局第1次案、第2次案が提起され、農林省農協法案は根本的な変更を余儀なくされ、GHQ 主導のもとに農協法が成立していく。その覚書は次のとおりである〔参考文献：(9)〕。

農業協同組合を次の諸原則にしたがって組織するための法案を提出すること。

(1) 任意にして、自由な組合員制度

(イ) 組合員資格を、農業生産に直接関係する人に限定すること。

(ロ) 農業生産に直接関与していない人々に准組合員資格を認めること。

この准組合員には選挙権以外のすべての権利を与えること。

(ハ) 役員資格を組合員に限定すること。

但し規約の定めるところにより、理事総数の4分の1をこえない範囲で准組合員を理事に選挙することができる旨の規定を設けることができる。

(ニ) いかなる組合員も同-組合において、同時に、一以上の役職につくことは認められない。

(2) 民主的な代表制度

(イ) 組合員は各1個の投票権を持つこと。

(ロ) 代理投票は認められない。但し、予め明らかにされた議題に関し、郵送又は代表者を通ずる方法により、投票を行うこ

とを規約により認めることができる。代表者は1組合員に限り代表することができる。

(3) 資本の使用に対する利率を制限すること。利率は法定利率とほぼ等しいものとする。

(4) 事業に関与した程度に応ずる利潤の分配

(イ) 積立金の規定。

(ロ) 教育基金の規定。

(ハ) (イ) 及び (ロ) の必要額をこえる利潤は、事業に関与した程度に応じ分配するものとする。

(5) 将来制定さるべき独占禁止法令の制限に従う範囲で、組織連合の機会を与える。

(6) 施設の所有又は支配

(7) 教育の促進

(8) 租税の優遇措置

この覚書の特徴として次の2点を指摘しておかなければならない。第1は、(1)項においていわゆる「自由・自主原則」、(2)項において「民主原則」が示され、さらにはじめて(3)項の「出資利子制限の原則」と(4)項の「積立金・教育基金・利用分量分配の原則」のいわゆる「非営利原則」が提示されたことである。自由・自主・民主・非営利原則がここに明確にされた。

第2に、はじめて独占禁止法との関連が明示されたことである。ここでは将来制定される独占禁止法の制限に従うこと、そうした連合組織とすることが示されている。これは、当時準備されている独占禁止法との関係がはじめて明確にされたという意味で重要な事柄である。

この「非営利原則」は、「出資利子制限の原則」と「利用高分配」に集中的に現れ、さらに「積立金の原則」といった内容が加わるのであるが、その基本的規定は「非営利」の規定として一般的に表現されるものであるといえよう。そしてこの「非営利」規定は、この「天然資源局覚書」以降、天然資源局第一次案はじめ各種の法案に

【図表2】各種農協法案における「非営利」規定

法案名	「非営利」規定
天然資源局第1次案 (1947年1-2月)	第5条 協同組合は、営利のためにこれを設立してはならない。 協同組合の剰余金は、これを法律の規定に従い配分しなければならない。
農林省第4次案 (1947年3月)	(規定なし)
農林省第5次案 (1947年4月)	第6条 農業協同組合は、営利を目的としてはならない。
天然資源局第2次案 (1947年5月15日)	第7条 協同組合の目的は、それが遂行することを許されている事業にしたがってその組合員に最大の奉仕をすることであって、出資に配当金を支払うことではない。かかる組合は非営利法人とせられる。
農林省第6次案 (1947年5月24日)	第6条 協同組合は、その行う事業によって組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、剰余金の配当その他営利を目的としてはならない。
農林省第7次案 (1947年6月26日)	第5条 組合の事業は、組合員のために最大の奉仕をすることを旨としてこれを行い、営利を目的としてこれを行ってはならない。
農林省第8次案(Ⅰ) (1947年7月10日)	第6条 組合は、その行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的とするのであって、営利を目的としてはならない。
農林省第8次案(Ⅱ) (1947年7月31日) (現行法：第8条)	第6条 組合はその行う事業によってその組合員及び会員(以下組合員と総称する。)のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

【備考】小倉武一・打越頭太郎監修『農協法の成立過程』協同組合経営研究所、1961年。

取り入れられていくのである。各種法案におけるその基本規定を表示したのが下記の【図表2】である。

こうした農協法案の推移からみると、上記第4次案(1947年3月)は、すでに「天然資源局覚書」があり、また天然資源局第1次案が提示されていたにもかかわらず、「非営利」規定を欠落させており、その段階ではまったく「非営利原則」の意味を理解していなかったようである。第5次案(1947年4月)において「非営利」規定が挿入されるが、その条文は天然資源局第2次案(1947年5月15日)以降、第6次案(1947年5月24日)から厳格に規定されるようになっていく。第6次案が原始農協法の原型とされる所以であろう。それにしても、天然資源局第1次案・第2次案を経ることなしに農協法案は成案をみることはなかったといえるのである。

また、農協法案に独占禁止法第24条のみなし規定が登場するのが、第6次案(1947年5月24日)であり、第7次案では同見なし規定が脱落し、第8次案(Ⅰ)(Ⅱ)(1947年7月10日/7月31日)に再び登場するが、このことは独占禁止法の成立(1947年4月14日公布)を前提とし、独占禁止法の適用除外規定によることなしに農協法は成立しないことを示しており、この点に関する農協法立案者の認識状況をあらわしているものとして興味深い。

このように、協同組合の「自由・自主・民主・非営利原則」にそった農協法が成立していくのであるが、そのことと「自由・自主・民主・非営利原則」の意味や役割についての程度深く理解し認識されていたかということとは別の問題である。それは、前掲『農協法の成立過程』に収録されている各種の記録に如実にあらわれているが、この問題は農協法の改正過程、農協

運動の展開過程において顕在化していくのである。

おわりに

以上、占領政策の展開と協同組合に関して、わが国への協同組合原則の導入過程として、また農協法の成立過程として検討してきた。こうした検討は、〔農業・農地改革→農協法の成立〕という視点だけでなく、〔財閥解体・独占禁止法の成立→農協法の成立〕といったもうひとつの視点から検討することを不可欠としている。この二つの視点の統一によって当該問題の全体像を把握することが可能となるであろう。

すでに、行論において問題点などの指摘を行ってきたが、次の点を強調して本稿の「むすび」にかえたい。すなわち、協同組合の諸問題を考える場合には、第1に「経済民主化」といった全体構造（日本経済の構造的変革）の中で協同組合を位置付けること、第2に協同組合原則（とくに「自由・自主・民主・非営利経営原則」といった基本原則全体）を基礎にすえ、そのうえに立って、農業、漁業、消費などの独自性を考慮に入れること、こうした観点が不可欠であるということである。協同組合の独禁法適用除外の成立過程についても、本稿の検討は参考になるであろう。

ところで戦後改革の否定的な評価が強まっている昨今ではあるが、筆者は戦後改革の歴史的評価を見誤ってはならないと痛感する。戦後改革の否定的評価は、かつては「戦後民主主義の否定」として提起されてきたが、今日では「戦後レジームの脱却」として高唱されている。両論とも極端な言説により戦後改革の総体的な検討を欠落した論を展開するといった特徴がある。

しかし戦後改革は前期と後期に分けて見なければならぬ。前期は1945年～1948年の改革推進期であり、後期は1949年～1952年の改革

後退期である。この前期の改革推進期を否定し後期の改革後退期を評価ないしは前期・後期の全期を否定するのが「戦後レジームの脱却」論であり、後期の改革後退期ないしは前期・後期の全期を否定するのが「戦後民主主義の否定」論であると言える。この意味で、「戦後民主主義の否定」論と「戦後レジームの脱却」論は共通した議論を展開している。本稿はこの前期の改革推進期を取り上げたものであり、筆者は前期を積極的に評価し、後期を批判的に評価するという見地に立っている。

【主要参考文献】

- (1)大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第2巻 独占禁止、東洋経済新報社、1982年。
- (2)大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第3巻 アメリカの対日占領政策、東洋経済新報社、1976年。
- (3)大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第17巻資料(1)、東洋経済新報社、1981年。
- (4)大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第20巻 英文資料、東洋経済新報社、1982年。
- (5)通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第2巻、通商産業調査会、1991年。
- (6)米国外国経済局（FEA）の『日本の農業団体』（Agricultural Association in Japan, War Department Pamphlet, No.31-11, 31May1945.）（『民生ガイド』No.31-11）。
- (7)米国農務省『日本の農業と食糧』（Agriculture and food in Japan, Civil Affairs, War Department Pamphlet, No.3110, July 15, 1945.）（『民生ガイド』No.31-10）p4。
- (8)米国戦略局『日本の食糧の価格統制と供給』（Price Control and Rationing of Food in Japan, R&A No.2453, War Department Pamphlet, No.31-58,

- September 5, 1945.) (『民政ガイド』No.31-58)
- (9)小倉武一・打越顕太郎監修『農協法の成立過程』
協同組合経営研究所、1961年。
- (10)協同組合経営研究所編纂『農業協同組合制度史
第1巻』同研究所、1967年。
- (11)協同組合経営研究所編纂『農業協同組合制度史
第4巻(資料編I)』同研究所、1968年。
- (12)岩本純明「占領軍の対日農業政策」(中村隆英編
『占領期日本の政治と経済』東京大学出版会、
1979年。
- (13)合田公計「占領政策と農協法の成立」(全国農協
中央会『協同組合奨励研究報告 第17輯』、
1991)。
- (14)合田公計『GHQ 日本占領史 第34巻 農業協同
組合』同氏解説、日本図書センター、1998年。
- (15)堀越芳昭『アメリカにおける協同組合原則論の
展開—1945年以前の諸説を中心に—』協同組合
図書資料センター、1997年12月。
- (16)堀越芳昭「米国対日占領政策の展開と協同組合
—独禁法の成立・協同組合原則の導入と農協法
の成立」中央協同組合学園『農協基礎研究』第
18号、1998年度。